

竹原市景観審議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 この要綱は、竹原市景観条例第●条の規定により竹原市景観審議会の設置について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 審議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 景観計画の変更に関すること。
- (2) 竹原市景観条例に規定する届出及び事前協議のうち、必要と認めるものの協議及び審査に関すること。
- (3) 景観法に定める勧告又は変更命令に関すること。
- (4) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設を指定、指定を解除すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又は代表者の推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により選出する。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年●月●日から施行する。

2 委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。